

# 廿日市市立小・中学校の学校規模適正化に関する基本方針

令和7年7月

廿日市市教育委員会



# 目 次

<b>1 基本方針策定の趣旨</b> . . . . .	1
<b>2 学校規模の区分・配置（通学）条件</b> . . . . .	2
(1) 国・広島県の考え方 . . . . .	2
ア 学校規模の区分	
イ 配置（通学）条件	
(2) 廿日市市の考え方 . . . . .	5
ア 学校規模の区分	
イ 配置（通学）条件	
<b>3 廿日市市立小・中学校の現状</b> . . . . .	5
(1) 児童生徒数の推移 . . . . .	5
(2) 中学校区ごとの児童生徒数の推移 . . . . .	5
ア 廿日市中学校区	
イ 七尾中学校区	
ウ 阿品台中学校区	
エ 野坂中学校区	
オ 四季が丘中学校区	
カ 佐伯中学校区	
キ 吉和中学校区	
ク 大野中学校区	
ケ 大野東中学校区	
コ 宮島中学校区	
(3) 小学校の通常学級数 . . . . .	11
(4) 中学校の通常学級数 . . . . .	11
<b>4 学校規模の違いによる教育面への影響</b> . . . . .	12
(1) 規模が小さい学校のメリット・デメリット . . . . .	12
(2) 規模が大きい学校のメリット・デメリット . . . . .	13
<b>5 廿日市市がめざす学校教育</b> . . . . .	13
(1) 基本理念、方針 . . . . .	13
(2) 主な取組の状況 . . . . .	14
ア 方針①に関して	
イ 方針②に関して	
ウ 方針③に関して	
エ 方針④に関して	
<b>6 学校規模の適正化に取り組む上で考慮すべき視点</b> . . . . .	15
(1) 学校教育の変革（社会の変化への対応、ICTの進展による教育の変化） . . . . .	16
ア 学習指導要領の改訂	
イ ICTの活用	
(2) 地域・地区単位で見たときの学校規模・学級規模の違い . . . . .	16
(3) 学校教育における中学校区単位の取組 . . . . .	16
ア 小中一貫教育	
イ 地域とともにある学校	
(4) 学級編制等の変化に伴う利用教室の増加 . . . . .	17
ア 学級編制の標準の引き下げ	
イ 障がいの状態等に応じた指導ニーズの増加	
(5) 建物の老朽化 . . . . .	18
(6) 学校規模（学級数）による指導体制への影響 . . . . .	18
<b>7 学校規模適正化の方針</b> . . . . .	18
(1) 基本的な考え方 . . . . .	18
(2) 学校規模適正化の検討対象 . . . . .	19
(3) 学校規模適正化の方法 . . . . .	20
(4) 学校規模適正化の検討体制 . . . . .	20
(5) 学校規模適正化に当たっての留意点 . . . . .	20
<b>8 児童生徒数の増加に伴う教育環境の改善</b> . . . . .	21
◆ <b>取組フロー図</b> . . . . .	22



## 1 基本方針策定の趣旨

義務教育段階の小・中学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえ、一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられています。

また、令和2年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した際には、小・中学校においても、様々な活動に制約が生じたことで学校教育の役割が問われ、学力を育むだけでなく、学校生活全般において、他者と関わり合いながら、共に学び、人間性を涵養していく重要な役割を担う機関であるということが改めて認識されました。

小・中学校については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等で1学級当たりの標準の児童生徒数が設定され、また、学校教育法施行規則等で学級数をもとに学校の標準規模が設定されています。

しかしながら、近年の急速な少子化の進展や住環境の変化等により、国が定める標準規模に当てはまらない学校が全国的に多くなってきています。

国の統計では、2010年からの10年間で、全国の小・中学生が100万人近く減少し、郡部では過疎化も相まって学校の統廃合や休校が加速していると言われており、10年間で約3,000校減少しています。

本市においては、小学校では約5割の学校が、中学校では7割の学校が国が定める標準規模を下回っていますが、一部の学校では、宅地開発などによって児童生徒数が増加しています。

こうした状況の中、教育面では、すべての市立小・中学校において、一人1台端末、電子黒板の導入等、ICT活用による学習活動の充実に取り組んできました。この他、これまで地域学校協働活動として、学校を核とした地域づくりを進めてきましたが、さらに発展的な取組として、令和3年度から段階的にコミュニティ・スクールへ移行し、令和5年度には全校に導入したところです。

施設面では、校舎、屋内運動場等の建物について、計画的に耐震化に取り組み、すべての建物で耐震性を確保しました。今後は、建物の老朽化対策の実施や、小・中学校の学級編制の標準の引き下げ等に伴う利用教室の増加への対応が必要です。

こうした様々な状況を踏まえつつ、児童生徒にとって望ましい教育環境を確保し、未来の廿日市を担う人づくりを進めていくため、「廿日市市立小・中学校の学校規模適正化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を定めるものです。

なお、この基本方針は、学校規模適正化に関する具体的な計画を示すものではなく、児童生徒数の変化に伴って教育環境の改善が必要となった場合に、時機を逸することなく、子ども達にとって望ましい教育環境の確保に向けて、保護者や地域住民等との話し合いを開始できるよう、基本的な方針をまとめたものです。また、基本方針は、児童生徒数の推移や教育制度の改正、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。

## 2 学校規模の区分・配置（通学）条件

### (1) 国・広島県の考え方

関係法令等における小・中学校の標準規模と適正配置（通学条件）に関する考え方は、次のとおりとなっています。

#### ア 学校規模の区分

《関係法令等》

- ・ 学校教育法施行規則（昭和22年省令第11号）第41条、第79条
- ・ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）第4条第1項第1号・第2項
- ・ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日 文部科学省）

《区分の内容》

- ・ 小・中学校の規模については、学校教育法施行規則等の内容から、次のとおり学級数に応じて区分を整理することができます。

区 分	学 級 数
小規模校	1 1 学級以下
標準規模校	1 2 ～ 1 8 学級
大規模校	2 5 ～ 3 0 学級
過大規模校	3 1 学級以上

※1 標準規模校の学級数については、地域の実態その他により特別の事情があるときは弾力的な運用が可能となっています。

※2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、学校を統廃合する場合、「1 2 ～ 2 4 学級」は適正規模として取り扱われます。

- ・ 標準規模を下回る学校（小規模校）について、文部科学省作成の手引で次のとおり細分類されています。

区 分		学級数
小 学 校	複式学級が存在する規模	1 ～ 5 学級
	クラス替えができない規模	6 学級
	全学年ではクラス替えができない規模	7 ～ 8 学級
	半分以上の学年でクラス替えができる規模	9 ～ 1 1 学級
中 学 校	複式学級が存在する規模	1 ～ 2 学級
	クラス替えができない規模	3 学級
	全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	4 ～ 5 学級
	全学年でクラス替えができ、同学年への複数の教職員配置が可能な規模	6 ～ 1 1 学級

**\* 学級数について**

「区分の内容」で示している学級数は、次の関係法令等で定められた、1学級当たりの標準の児童生徒数をもとに編制した学級数をいいます。

《関係法令等》

- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号） 第3条第2項、第4条第1項
- ・ 広島県公立小・中・義務教育学校学級編制基準

《基準となる児童生徒数》

区 分	小学校		中学校
単式学級		35人	40人
複式学級	第1学年を含む場合	8人	8人
	第1学年を含まない場合	16人	
特別支援学級		8人	8人

※1 中学校の単式学級は、令和8年度以降、第1学年から順次35人/学級に引き下げられる見込みです。

※2 小学校は変則複式及び飛び複式学級の、中学校は複式学級の解消が求められています。

**イ 配置（通学）条件**

《関係法令等》

- ・ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条第1項第2号
- ・ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

《配置（通学）条件》

区 分	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6km以内	

※ 通学距離について、スクールバス等を利用する場合はこの限りではありません。

【学校教育法施行規則】

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、・・・（以下、省略）

【義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令】

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。

(2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。

【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律】

第3条

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第8条第3号並びに第8条の2第1号及び第2号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

（以下、省略）

第4条 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

【公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日 文部科学省）】

- ◎ 望ましい学級数の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・手引の9ページに掲載
- ◎ 学校規模の標準を下回る場合の対応の目安・・・・手引の11ページに掲載
- ◎ 大規模校及び過大規模校について・・・・・・・・手引の14ページに掲載
- ◎ 学校の適正配置（通学条件）・・・・・・・・・・・・手引の15ページに掲載

(2) 廿日市市の考え方

廿日市市では、前述の「(1) 国・広島県の考え方」を踏まえ、学校規模の区分と配置（通学）条件を次のとおり設定します。

ア 学校規模の区分

区 分	小 学 校	中 学 校
過小規模校	5 学級以下	2 学級以下
小規模校	6 ～ 11 学級	3 ～ 11 学級
標準規模校	12 ～ 18 学級	
大規模校	19 ～ 30 学級	
過大規模校	31 学級以上	

※ 上表中の学級数は、通常学級の数を行い、特別支援学級は含みません。

イ 配置（通学）条件

区 分	通学距離	通学時間
小学校	おおむね 4 km 以内	おおむね 1 時間以内
中学校	おおむね 6 km 以内	

※ 通学距離について、スクールバス等を利用する場合はこの限りではありません。

3 廿日市市立小・中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移（令和 6 年 5 月時点・（ ）内は通常学級数）

全国的な少子化の動きと同様、本市においても児童生徒数は減少傾向にあり、今後もその傾向は続く見込みです。

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童数	6,622 (221)	6,246 (217)	6,066 (202)	6,261 (207)	<b>6,382</b> <b>(228)</b>	6,270 (229)	6,084 (224)	5,888 (216)	5,754 (211)	5,504 (203)
生徒数	3,243 (97)	3,079 (93)	2,926 (88)	2,838 (89)	<b>2,932</b> <b>(88)</b>	2,919 (88)	2,930 (96)	3,007 (104)	2,956 (108)	2,907 (105)

(2) 中学校区ごとの児童生徒数の推移（令和 6 年 5 月時点・（ ）内は通常学級数）

ア 廿日市中学校区

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
廿日市小	695(18)	705(21)	735(22)	748(21)	<b>745(24)</b>	694(23)	666(22)	632(21)	602(20)	562(18)
佐方小	452(13)	448(14)	454(14)	557(18)	<b>639(21)</b>	650(22)	666(22)	664(22)	647(21)	651(22)
廿日市中	498(14)	518(15)	520(15)	544(14)	<b>554(15)</b>	583(16)	582(18)	613(20)	608(21)	603(20)

【分析】

廿日市小学校と佐方小学校は、これまで児童数が増加傾向にあり、標準規模を上回っています。

今後、廿日市小学校は児童数が減少し、佐方小学校は僅かに増加する見込みです。

なお、廿日市小学校については、平良丘陵開発事業に伴う工場移転後の跡地活用や、シビックコア地区のまちづくりの動向によっては児童数の増加も予想されます。

廿日市小学校と佐方小学校は、他の小学校と比べて私立中学校への進学者が多く、両小学校から進学する廿日市中学校の生徒数は、その状況にも左右されますが、数年間は増加する見込みです。

こうした状況から、いずれの小・中学校も、児童生徒数の推移を注視していく必要があります。

**イ 七尾中学校区**

(人)

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
平良小	695(20)	649(19)	600(18)	565(18)	<b>540(18)</b>	523(18)	504(18)	498(18)	493(17)	485(17)
原小	51(5)	51(5)	42(4)	55(5)	<b>61(6)</b>	61(6)	62(6)	60(6)	57(6)	56(6)
金剛寺小	154(6)	135(6)	152(6)	193(7)	<b>233(10)</b>	241(11)	223(10)	209(9)	222(10)	215(10)
七尾中	498(10)	408(12)	362(9)	382(11)	<b>386(12)</b>	387(12)	400(13)	413(14)	391(14)	386(13)

**【分析】**

平良小学校は、児童数が減少傾向にありますが、現在は各学年3学級の標準規模です。今後、通学区域内における宅地開発が実施された場合、児童数が増加することが予想されます。

原小学校は、児童数が50～60人程度で推移しており、当面、この状況が続くと見込んでいます。令和5年度は3年・4年が複式学級で、それ以外の学年は単式学級でしたが、令和6年度は複式学級が解消され、全学年が単式学級となっています。

金剛寺小学校の児童数は、近年増加していますが、二つの学年が1学級でクラス替えができない状況となっています。児童数については、今後、横ばいの状況に転じる見込みです。

3小学校から進学する七尾中学校の生徒数は、横ばいの状況が続く見込みです。

こうした状況から、金剛寺小学校は、現状の環境で問題ないと考えていますが、原小学校については、このままいくと、近い将来、複式学級が生じることが予想されるため、速やかに対応策の検討を始めるべきだと考えています。また、平良小学校及び七尾中学校は、児童数の推移を注視していく必要があります。

**【原小学校（通常学級）の児童数の見込み】**

(人)

	1～6年 合計	6年	5年	4年	3年	2年	1年	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
令和5年度	<b>54</b>	12	8	9	6	9	10	13	10	10	7	9
令和6年度	<b>57</b>	8	10	7	10	10	12	9	11	6	8	9
令和7年度	<b>58</b>	10	7	10	10	12	9	11	6	8	9	
令和8年度	<b>59</b>	7	10	10	12	9	11	6	8	9		
令和9年度	<b>58</b>	10	10	12	9	11	6	8	9			
令和10年度	<b>56</b>	10	12	9	11	6	8	9				
令和11年度	<b>55</b>	12	9	11	<b>6</b>	<b>8</b>	9					

※ 網掛け部分が複式学級で、令和12年度には3・4学年（令和11年度の3・2学年）が複式学級になる見込みです。

ウ 阿品台中学校区

(人)

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
阿品台東小	311(12)	247(10)	259(9)	259(10)	<b>260(11)</b>	256(11)	252(11)	225(10)	229(10)	211(9)
阿品台西小	480(14)	535(17)	526(17)	524(17)	<b>496(17)</b>	468(16)	440(15)	423(14)	417(14)	377(13)
阿品台中	377(10)	370(10)	361(12)	346(10)	<b>360(11)</b>	349(10)	334(11)	345(12)	324(12)	316(12)

【分析】

阿品台東小学校は、今後、児童数が微減していく予想ですが、1学年当たりの学級数については、概ね複数の学級を維持できるものと見込んでいます。

阿品台西小学校は、阿品台東小学校と比較すると児童数の減少幅が大きく、5年後には令和6年度よりも100人超の減少となると見込んでいます。なお、1学年当たりの学級数については、当面、複数の学級を維持できる見込みです。

こうした状況から、両小学校から進学する阿品台中学校の生徒数は、横ばいの状況から微減傾向に転じるものと見込んでいます。

エ 野坂中学校区

(人)

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
宮内小	549(17)	484(17)	446(13)	489(14)	<b>531(18)</b>	536(18)	537(18)	534(18)	559(19)	570(19)
地御前小	329(12)	345(12)	420(13)	443(13)	<b>420(14)</b>	411(14)	387(14)	363(13)	359(13)	326(12)
野坂中	461(13)	430(12)	422(12)	414(12)	<b>445(12)</b>	433(12)	440(13)	444(14)	437(15)	419(14)

【分析】

宮内小学校は、児童数が減少傾向にあったものが回復し、今後は微増となる見込みです。

地御前小学校は、近年、児童数が微減傾向にありますが、今後は減少傾向に転じていくものと見込んでいます。

こうした状況から、両小学校から進学する野坂中学校の生徒数は、横ばいの状況が続くと見込んでいます。

いずれの小・中学校も標準規模校で、今後も標準規模を維持するものと予想しています。

オ 四季が丘中学校区

(人)

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
宮園小	235(8)	213(8)	185(6)	186(6)	<b>208(8)</b>	216(9)	225(9)	208(8)	197(8)	177(7)
四季が丘小	496(15)	425(14)	333(12)	267(10)	<b>245(10)</b>	228(9)	200(8)	180(7)	152(6)	132(6)
四季が丘中	466(14)	335(10)	304(9)	260(9)	<b>226(6)</b>	230(6)	219(6)	231(7)	227(8)	223(8)

【分析】

宮園小学校は、近年、児童数が200人前後で推移しており、数年間はこの傾向が続くと見込んでいます。令和6年度は、四つの学年が1学級となっていますが、将来的にはすべての学年が1学級となる可能性があります。なお、同校は、余裕教室を有効活用し、特色のある個別最適な学びの授業を実施しています。

四季が丘小学校は、ここ 10 年間で児童数が 100 人以上減少し、今後も減少傾向が続く見込みです。令和 6 年度は、二つの学年が 1 学級となっていますが、5 年以内にすべての学年が 1 学級になると予想されます。

四季が丘中学校は、これまで急激に生徒数が減少してきましたが、今後は横ばいの状況が続くと見込んでいます。

いずれの小・中学校も、児童生徒の推移を注視していく必要があります。

### カ 佐伯中学校区

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
玖島小	67(6)	31(4)	-	-	-	-	-	-	-	-
友和小	305(12)	254(9)	234(8)	212(8)	180(6)	172(6)	172(6)	166(6)	161(6)	152(6)
浅原小	23(3)	18(3)	-	-	-	-	-	-	-	-
津田小	172(7)	143(6)	138(6)	107(6)	67(6)	63(6)	58(6)	50(6)	47(5)	40(5)
佐伯中	364(10)	271(8)	224(6)	161(6)	155(6)	145(6)	130(6)	124(6)	121(6)	122(6)

### 【分析】

佐伯地域では、平成 27 年度に玖島小学校を友和小学校に、浅原小学校を津田小学校に統合しましたが、両小学校とも、年々児童数が減少しています。

友和小学校は、統合以降、毎年、少しずつ児童数が減少しており、今後もこの傾向が続くと見込んでいます。

津田小学校は、統合時から児童数が約 50%減少しており、今後は微減傾向が続くと見込んでいます。このままでいくと、5 年以内に複式学級が生じる可能性があります。

こうした状況から、両小学校から進学する佐伯中学校についても、生徒数が減少しており、今後も微減傾向が続くものと見込んでいます。また、学級数についても、数年後にはすべての学年が 1 学級になると予想しています。

いずれの小・中学校も児童生徒数の減少が見込まれる中、特に、津田小学校については複式学級が生じる可能性があることから、速やかに対応策の検討を始めるべきだと考えています。

### 【津田小学校（通常学級）の児童数の見込み】

	1~6年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
令和 6 年度	64	11	11	13	8	11	10	7	7	5	6	4
令和 7 年度	60	11	13	8	11	10	7	7	5	6	4	
令和 8 年度	56	13	8	11	10	7	7	5	6	4		
令和 9 年度	48	8	11	10	7	7	5	6	4			
令和 10 年度	46	11	10	7	7	5	6	4				
令和 11 年度	39	10	7	7	5	6	4					

※ 網掛け部分が複式学級で、令和 12 年度には 3・4 学年、5・6 学年が複式学級になる見込みです。

キ 吉和中学校区

(人)

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
吉和小	28(4)	31(3)	26(4)	32(4)	26(3)	24(3)	20(3)	19(3)	12(3)	11(3)
吉和中	17(3)	10(3)	15(3)	13(3)	14(3)	12(3)	16(3)	16(3)	17(3)	14(3)

【分析】

吉和小学校と吉和中学校は、平成 21 年度から、市全域から入学可能な施設一体型の小中一貫教育推進校となり、学年を超えた児童生徒の関わりをより大切にして特色ある取組を展開してきました。また、小規模のデメリットを最小限にとどめるため、他地域の学校との交流や、タブレット等を活用した遠隔授業等にも取り組んできました。

しかしながら、他地域から通学する児童生徒は僅かであり、吉和小学校においては、従前から複式学級が存在し、令和 6 年度は全学年が複式学級となっています。また、吉和中学校は、単式学級により学習活動を行っていますが、いずれの学年も生徒数 10 人以下となっています。

これまで、両校については、旧行政区域で唯一の小・中学校であることや、他地域と距離があることを考慮して、統廃合や通学区域の変更等は適さないと考えていました。

しかし、今後の児童生徒数の見込みや、高等学校進学時の大きな環境変化等を踏まえると、子ども達にとって望ましい教育環境の確保に向けて、保護者や地域住民と一緒に検討を行う時期に来ていると考えています。

【吉和小・中学校（通常学級）の児童生徒数の見込み】

(人)

	3年	2年	1年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
令和 6 年度	7	2	4	5	6	4	6	3	1	3	2	3	0	2
令和 7 年度	2	4	5	6	4	6	3	1	3	2	3	0	2	
令和 8 年度	4	5	6	4	6	3	1	3	2	3	0	2		
令和 9 年度	5	6	4	6	3	1	3	2	3	0	2			
令和 10 年度	6	4	6	3	1	3	2	3	0	2				
令和 11 年度	4	6	3	1	3	2	3	0	2					

※ 網掛け部分が複式学級です。

ク 大野中学校区

(人)

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
大野西小	649(19)	599(18)	622(20)	723(19)	724(22)	713(22)	697(22)	687(21)	675(20)	665(19)
大野中	301(9)	298(9)	275(9)	288(9)	358(9)	350(9)	353(10)	353(11)	350(12)	339(12)

【分析】

大野西小学校と大野中学校は、平成 27 年度から、施設一体型の小中一貫教育推進校となり、学年を超えた児童生徒の関わりを大切にして特色ある取組を展開しています。

両校は、農地の宅地化や区画整理事業によって、近年、児童生徒数が増加してきました。現時点のデータでは、今後、大野西小学校は微減傾向に転じ、大野中学校は横ばい

の状況が続く見込みですが、校区内の宅地化の動向によっては推計よりも児童生徒数が増える可能性があります。

両校ともに、児童生徒数が増加したことや、他校と比べ特別支援学級が多く設置されていることから、教室の不足が心配されます。

こうしたことから、両校については、今後も児童生徒数の推移を注視する必要があります。

ケ 大野東中学校区

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
大野東小	856(24)	873(25)	826(24)	810(25)	<b>903(28)</b>	922(29)	897(28)	896(28)	866(28)	829(27)
大野東中	359(11)	399(11)	403(12)	395(12)	<b>384(11)</b>	375(11)	404(13)	419(14)	432(14)	438(14)

【分析】

大野東小学校と大野東中学校は、校区内の宅地化によって児童生徒数が増加してきました。それによって、大野東小学校は、本市で最も児童数が多い小学校となり、また教室不足という事態が発生したため、仮設校舎で対応することとしています。

現時点のデータでは、今後、大野東小学校の児童数は減少傾向に転じ、大野東中学校の生徒数は増加する見込みですが、校区内の宅地化の動向によっては推計よりも児童生徒数が増える可能性があります。

こうしたことから、両校については、今後も児童生徒数の推移を注視する必要があります。

コ 宮島中学校区

	H20	H24	H28	R2	R6	R7	R8	R9	R10	R11
宮島小	63(6)	60(6)	68(6)	91(6)	<b>104(6)</b>	92(6)	78(6)	74(6)	59(5)	45(4)
宮島中	35(3)	40(3)	40(3)	35(3)	<b>50(3)</b>	55(3)	52(3)	49(3)	49(3)	47(3)

【分析】

宮島小学校と宮島中学校は、平成20年度から、市全域から入学可能な施設一体型の小中一貫教育推進校となり、学年を超えた児童生徒の関わりを大切にしています。また、両校では、宮島の財産である歴史・伝統・文化と人とのつながりを大切に特色ある取組を展開してきました。

現在、通学距離等を理由に対岸の大野東小学校区・大野東中学校区から通学している児童生徒や、小規模校の良さを感じて他地域から通学している児童生徒が多くいます。

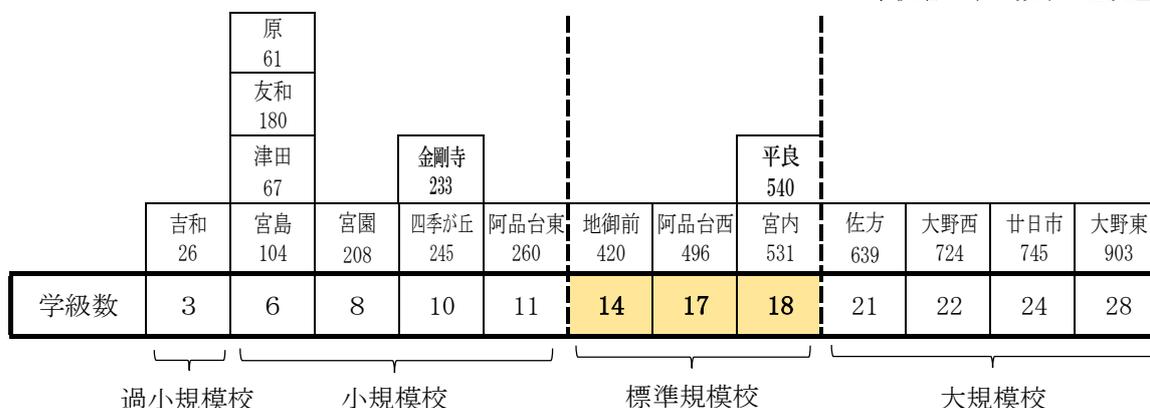
表中の今後の児童生徒数の推計は、宮島地域在住の児童生徒数のみを計上しているため、宮島小学校の児童数が大幅に減少していくように見えますが、近年の傾向として他地域からの通学者が多く、児童生徒数は今後も大きく変化しないと見込んでおり、現状の環境で問題ないと考えています。

(3) 小学校の通常学級数 (令和6年度)

市立小学校 17 校のうち、標準規模校は 4 校で、全体の約 25% となっています。  
 標準規模に達していない小学校は 9 校あり、全体の約 50% となっています。そのうち、すべての学年でクラス替えができない小規模校が 5 校、完全複式の過小規模校が 1 校となっています。  
 一方、標準規模を超えている大規模校は 4 校で、全体の約 25% となっています。

廿日市	24	佐方	21	四季が丘	10	大野西	22
平良	18	阿品台東	11	友和	6	宮島	6
原	6	阿品台西	17	津田	6		
宮内	18	金剛寺	10	吉和	3		
地御前	14	宮園	8	大野東	28		

※学校名の下に数字は全児童数



(4) 中学校の通常学級数 (令和6年度)

市立中学校 10 校のうち、標準規模校は 3 校で、全体の 30% となっています。  
 残りの 7 校は、標準規模に達していない小規模校で、そのうち、吉和中学校と宮島中学校の 2 校は、すべての学年でクラス替えができない状況です。

廿日市	15	野坂	12	吉和	3	宮島	3
七尾	12	四季が丘	6	大野	9		
阿品台	11	佐伯	6	大野東	11		

※学校名の下に数字は全生徒数



#### 4 学校規模の違いによる教育面への影響

##### (1) 規模が小さい学校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>家庭的な雰囲気をつくりやすい</b> 子どもも保護者もお互いが顔なじみであるため、家庭的な雰囲気の中での学習が容易です。</li> <li>○ <b>きめ細かな指導が可能</b> 児童生徒一人当たりに教職員が接する時間が長いため、きめ細かな指導を行うことができます。</li> <li>○ <b>個々の活躍の場面が増加</b> 授業での発表機会を多く設定でき、また、行事においても一人当たりの出番が多くなります。</li> <li>○ <b>施設や設備について余裕をもった利活用が可能</b> 教室施設も広く活用でき、利用する機器も順番待ちをする時間が少なくなります。</li> <li>○ <b>教職員間の意思疎通・共通理解が容易</b> 少人数の教職員による学校運営となるため、意思疎通や共通理解が容易となります。また、状況の変化が生じた際も臨機応変な対応を取りやすくなります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>多様な意見が出にくく、お互いの考えを深めにくい</b> 多様な意見が出にくく、お互いの考えを深めたり、多角的な見方・考え方を交流することが難しくなります。</li> <li>● <b>多様な人間関係に接する機会が不足</b> 多様な性格や考え方に触れる機会が減少し、協調性や連帯感、調整力等を育むことが難しくなります。また、切磋琢磨する機会も少なくなりがちで、競争心や積極性、向上心が生まれにくくなります。</li> <li>● <b>人間関係の改善を図りにくい</b> 1学年1学級以下の学校では、クラス替えがなく、人間関係につまずいた場合に関係の改善を図りにくくなります。</li> <li>● <b>一定の集団規模が必要な学習が困難</b> 体育のドッジボール等の球技や、音楽の合唱、合奏等、集団での活動のよさを体験することができにくくなります。</li> <li>● <b>選択肢が限られ、活動が限定的</b> 部活動、委員会活動等の種類が限られ、自分のやりたいことを選ぶことができにくくなります。</li> <li>● <b>教職員一人当たりの業務負担が増大</b> 配置される教職員が少ないため、学校運営上必要な業務を処理する組織体制の構築が難しくなったり、一人当たりの業務負担が大きくなったりします。</li> <li>● <b>複式学級では学習活動への制約が発生</b> 異なる学年の児童生徒が同じ教室で、一人の教職員から学習指導を受けるため、一方の学年が指導を受けている間、もう一方の学年は児童生徒が主体となって学習することとなります。また、実験・観察等直接指導が必要な活動で制約が生じたり、複数学年を指導する都合上、本来の学習順序を変更したりすることがあります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>児童生徒の評価が固定化</b> 本人に対する周囲の評価が定着し、「算数が苦手」「走るのが遅い」等のイメージも固定化しやすくなります。</li> </ul>
--	---

(2) 規模が大きい学校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>集団での学習活動・生活による自己形成の実現が可能</b> 多様な性格や考え方を持つ同級生との集団での学習活動・生活の中で、協調性や連帯感、調整力等を育むことが容易になります。また、同学年に複数の学級があることで、切磋琢磨する機会が多くなり、競争心や積極性、向上心が生まれやすくなります。</li> <li>○ <b>人間関係の改善を図りやすい</b> 各学年が複数の学級であり、クラス替えがあるため、人間関係につまずいたときに関係の改善を図りやすくなります。</li> <li>○ <b>多くの選択肢があり、活動の幅が拡大</b> 大部活動、委員会活動等の種類が豊富で、自分のやりたいことを多くの選択肢の中から選べるようになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>時間割の調整や施設・設備の確保が困難</b> 学級数が多くなると、時間割の調整や、特別教室、屋内運動場等の利用割当が難しくなり、それに伴って活動するための一人当たりの時間や空間が減ってしまいます。</li> <li>● <b>校外での学習活動時に制約が発生</b> 学級数が多くなると、社会見学や遠足等、校外での活動において分散を余儀なくされたり、長い待ち時間が必要になることがあります。</li> <li>● <b>教職員間の意思疎通・共通理解が不足</b> 多人数の教職員による学校運営となるため、意思疎通や共通理解が不足しがちになりやすくなります。</li> </ul>

## 5 廿日市市がめざす学校教育

### (1) 基本理念、方針

本市では、令和3年3月に策定した「廿日市市教育大綱」で『『ふるさと廿日市』に愛着と誇りをもち、未来を担う人づくり』を基本理念として掲げ、次の4つの方針に基づき学校教育に関する施策に取り組んでいます。

◆ **方針① 「まち全体で子どもを育てます」**

学校と地域、家庭がそれぞれの教育力を発揮し、協働により地域ぐるみで子どもの育ちを支援します。

◆ **方針② 「たくましく自立し、学び合い高め合う教育を推進します」**

社会が大きく変化する中、自立した人間として、他者と協働しながら主体的に行動することや、多様な情報を活用すること等、将来社会で活躍するために必要な資質・能力を育む教育を推進します。

◆ **方針③ 「命を大切に作る心を育みます」**

全ての幼児・児童・生徒がお互いに関わり合う活動や体験活動を積極的に取り入れます。

◆ **方針④ 「ふるさとに誇りと愛着を持つ心を育みます」**

ふるさとを愛し誇りに思い、地域の発展に貢献する人を育成します。

## (2) 主な取組の状況

### ア 方針①に関して

平成 21 年度から学校支援地域本部（現在の地域学校協働本部の前身）の設置に取り組んでおり、地域による学校支援活動が盛んに行われてきました。

この取組を通じて、保護者や地域住民、事業者等多様な主体と学校が協働して児童生徒の学校生活を支える、今日の地域学校協働活動が根ざしています。

こうした中、令和 3 年度から、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に取り組みました。

### 参 考

本市では、令和 5 年度にすべての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入しました。

多くの学校運営協議会では、「将来どのような人に育ててほしいか」「子どもたちにどのような力を身につけさせたいか」というテーマで熟議を行いました。

#### 【熟議で出た意見】

テーマ	熟議で出された主な意見
将来どのような人に育って欲しいか(めざす人物像)	・チャレンジ精神を持つ人 ・意欲を持って挑戦する人 ・地域や友達を大切にできる人 ・基礎学力を身に付けている人 ・人との関わりを大切にできる人 ・人の意見を聞ける人 ・夢や目標を持つ人 ・優しい人 ・感謝の気持ちを持てる人 ・思いやりがある人 ・挨拶ができる人 ・人の気持ちが分かる人 ・世界で活躍できる人 等
子どもたちにどのような力を身につけさせたいか	・コミュニケーション能力 ・表現力 ・判断力 ・自己決定力 ・積極性 ・主体性 ・自ら考え行動する力 ・柔軟に対応する力 ・デジタル活用能力 ・人に伝える力 等

熟議の中では、単に教科等の知識や技能を習得させるというのではなく、他者との関わりの中で育まれる感謝や思いやり等の他、日常生活に必要な社会性につながる挨拶やコミュニケーション能力等が意見として挙げられていました。

このような期待に応えるためには、児童生徒が人との関わりの中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、考えを深め、経験を重ね、人間性やコミュニケーション能力等を身に付けていく環境をつくっていくことが重要です。

そのために、日常の多くの時間を共にする学年・学級という同年齢による集団や、身近な地域社会の人達との関わりを大切に、現実に即した関係づくりを相互の関係で学ぶ貴重な場を確保していきたいと考えています。

### イ 方針②に関して

市立小・中学校では、未来の廿日市のまちづくりを担う子ども達を育むため、学習指導要領に則った取組を着実に進めているところです。

授業においては、児童生徒一人一人の特性や興味関心、学習進度等に応じて、指導の工夫や学習の機会を提供することで、すべての児童生徒の資質・能力を育成する「個別最適な学び」を推進しています。また、子ども同士で、或いは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、異なる考えを持つ人々を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」も推進しています。

この他、令和3年度に導入した一人1台端末の活用により、児童生徒主体の調べ学習、一人一人の学習状況に応じた個別学習等を実施し、児童生徒の個性や多様性を尊重しつつ、一人一人の良さや可能性を伸ばすことができる学校教育の実現に向けて取り組んでいます。

#### ウ 方針③に関して

児童生徒が自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができるよう、校内研修を計画的に実施して教職員のスキルを高めるとともに、道徳科を要としつつ、様々な教育活動を通して道徳教育の充実に取り組んでいます。

本市独自の取組としては、自分や他人の命を大切にすることを育てるとともに、それらを守るために何をすべきかを考え、行動することができる態度を身に付けられるように、「いのちの大切さについて考える日」を設定しています。そして、すべての市立小・中学校において、いじめのない安心して通える学校としていくための、児童生徒が主体となった取組を実施しています。

#### エ 方針④に関して

「ふるさと廿日市」への愛着・誇りと、地域課題を解決していこうとする意思・実践力を育むため、地域住民に協力いただきながら、自分達が暮らす地域の文化や特色、課題を学び、課題解決に向けて児童生徒が主体的に活動する「ふるさと学習」に取り組んでいます。

具体的には、次のような取組等が実施されています。

取組の目的	内 容
小学校からのキャリア発達	地元企業と連携して地産地消のオリジナル弁当を企画・販売しています。
地域の一員として地域活動に取り組もうとする態度の育成	地域の魅力・課題について理解を深め、その魅力・課題解決のための提案を保護者や地域住民に対して分かり易く発信しています。
ふるさとへの誇りや豊かな人間性・社会性の育成	町家の歴史や保存活動を整理し、町家に関わる人達の思いに気付き、地域のために自分たちができることを考え、働きかけて行動する態度を身に付けています。
	歴史的な産業の林業について、体験学習を通じて、そこで働く人から直接話を聞き、地域産業と自分の生活のつながりを考えています。

## 6 学校規模の適正化に取り組む上で考慮すべき視点

学校規模の適正化に取り組むに当たっては、学校規模の違いによる教育面への影響や本市がめざす学校教育の実現ということを第一に、学校教育を取り巻く環境の変化、地域と学校の関わり等、様々な視点を考慮しながら検討する必要があると考えています。

## (1) 学校教育の変革（社会の変化への対応、ICTの進展による教育の変化）

### ア 学習指導要領の改訂

今日の社会の変化に対応できる人材を育成することを趣旨として、平成29年に学習指導要領が改訂され、特に学校での教育活動の中心となる授業の在り方について、大きな方向性として「主体的・対話的で深い学び」の視点が示されました。

また、正解（知識）を暗記することや、「みんなと同じことができる」「言われたことが言われたとおりにできる」「全員を同じ「正解」に導く」ことを重視してきた学校教育が見直され、児童生徒の個性や多様性を尊重し、「一人一人の良さや可能性を伸ばす」「自ら課題を見つけ、それを解決する力を身に付けさせる」ことに重きを置く教育が求められています。

今後は、これまでの一斉一律だけの授業スタイルから脱却し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが重視されています。

### イ ICTの活用

昨今の学校教育の変革を支え、「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、国のGIGAスクール構想の実施を受けて、令和3年度に、これからの学校教育におけるマストアイテムである一人1台端末を導入しました。

このことによって、情報を活用した児童生徒主体の学習、一人一人の学習状況に応じた個別学習や、他者と考えを瞬時に共有していく協働学習、他の学校・地域、海外との交流等、今までできなかった学習活動が可能となっており、小・中学校における学びの有り様が大きく変化しています。

一方で、朝の会・帰りの会や、掃除、当番活動、部活動等、日常的に行われている活動において、友人、先輩・後輩、大人との関わりの中で学ぶことも多くあり、ICTの活用と多くの人達との関わりの中での学びをバランス良く実施していくことが大切です。

## (2) 地域・地区単位で見たときの学校規模・学級規模の違い

本市は、沿岸部、中山間地域、島嶼部に大別でき、地域・地区によって人口分布が大きく異なっています。それに伴って、各学校の児童生徒数についても、増減の推移に大きな差が生じています。

沿岸部の学校は、概ね、児童生徒数は横ばいで、1学年に複数の学級が存在しています。地区単位で学校の状況を見ていくと、宅地化や道路整備の状況等によって児童生徒数が増加し、全学年が3学級以上となっている学校や、団地の住民の高齢化によって急激に児童生徒数が減少し、1学級のみ学年が存在する学校もあります。

中山間地域と島嶼部は、児童生徒数の減少の割合が非常に高く、学級数、1学級当たりの児童生徒数も少なくなっています。

## (3) 学校教育における中学校区単位の取組

### ア 小中一貫教育

小学校・中学校の9年間の学びや育ちのつながりを考慮した小中一貫教育に取り

組んでおり、同じ中学校区の小・中学校が、研究主題やめざす児童生徒像を共有し、系統的な教育を行っています。また、指導の方針をはじめ、児童生徒の学習状況や様々な指導の経緯等を日常的に小・中学校間で情報共有することによって、指導の効果を高めるとともに、保護者との円滑な連携も可能にしています。

なお、吉和小学校・吉和中学校、大野西小学校・大野中学校、宮島小学校・宮島中学校は、施設一体型の小中一貫教育推進校として、9年間の系統性を一層重視しています。

#### イ 地域とともにある学校

学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育てる体制を整えるため、平成21年度から学校支援地域本部の導入に取り組み、平成30年度には全校に学校支援地域本部を設置して学校支援活動や放課後子ども教室等の取組を行ってきました。

令和元年度に学校支援地域本部から地域学校協働本部へ移行し、学校を核とした地域づくりを進め、さらに、令和3年度から段階的に学校運営協議会の設置に取り組み、令和5年度にはすべての市立小・中学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校運営への地域の参画が始まっています。

これほどまでに、地域が学校運営に深く関わる体制が整っていることは、本市の大きな特色となっています。

#### (4) 学級編制等の変化に伴う利用教室の増加

次のような制度や状況の変化によって、今後、余裕教室がない学校で教室が不足することが予想されます。

##### ア 学級編制の標準の引き下げ

令和3年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、小学校の学級編制の標準が段階的に40人から35人に引き下げられました。

また、中学校の学級編制の標準についても、令和8年度以降、学年段階で40人から35人に引き下げられる予定です。

##### 【小学校】

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学年	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6

##### 【中学校】

年度	R 8	R 9	R 10
学年	中 1	中 2	中 3

##### イ 障がいの状態等に応じた指導ニーズの増加

特別支援学級に入級する児童生徒数の増加に伴い、新たな特別支援学級の開設が増えています。それに加え、通級指導のニーズも高まっており、通級指導教室の新設も増えています。

### 【特別支援学級 児童生徒数】

(人)

	H20	H24	H28	R2	R4	R5	R6
児童数	82	136	205	228	277	303	302
生徒数	30	33	40	70	74	67	77

### 【特別支援学級 学級数】

(学級)

	H20	H24	H28	R2	R4	R5	R6
小学校	33	41	45	48	55	56	54
中学校	17	14	14	19	20	18	20

#### (5) 建物の老朽化

本市の小・中学校の校舎、屋内運動場等は、建築後 30 年以上経過した建物が多くなっています。

小・中学校は、学習活動の場だけでなく、地域の指定緊急避難場所・指定避難所として地域防災上の役割も担っており、児童生徒の安全確保はもちろんのこと、防災機能の維持・向上の観点からも、建物の老朽化対策に取り組む必要があります。

そのため、改修計画を作成し、長寿命化を図るための改修等の事業を計画的に進めているところですが、今後は、各地域の学校規模適正化の動向と防災機能の観点を踏まえつつ、老朽化対策に取り組んでいく必要があります。また、自校方式の給食施設やプールについては、集約化、民間施設の活用等も研究していく必要があります。

#### (6) 学校規模（学級数）による指導体制への影響

児童生徒にとって最適な学習環境をつくるための大きな要素である学校の教職員の配置は、広島県教育委員会の「広島県公立小・中・義務教育学校定数配当基準（以下「定数配当基準」といいます。）」に基づき、各学校の規模（学級数）によって決められています。

そのため、学校が過小規模となった場合、配置される教職員数が限定され、学校運営上必要な業務を処理する組織体制（教務部、生徒指導部等）の構築が難しくなったり、一人の教職員が複数の役割を担わざるを得なくなったりすることがあります。

一方で、「定数配当基準」には、「広島県公立小・中・義務教育学校学級編制基準（以下「学級編制基準」といいます。）」で複式学級に該当する場合の教職員の加算配当も定められており、複式学級の改善・解消につながっています。

## 7 学校規模適正化の方針

### (1) 基本的な考え方

ア 児童生徒の教育環境を改善し、学校教育の目的・目標を効果的に達成していくという観点を中心に捉えて取り組みます。

イ 次の視点を考慮した上で分析・検証を行い、保護者や地域住民等と共通理解を図りながら、学校規模適正化の適否を検討していきます。

- (ア) これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性
- (イ) 学級数や児童生徒数に起因する具体的な教育上の課題（実状及び見込み）
- (ウ) 地域・地区におけるまちづくり活動、災害対策等との関係

#### 【理由】

学校規模の適正化は、あくまでも児童生徒の教育環境の改善という観点を中心に据えて、学校の個別事情を考慮しながら検討すべきと考えています。

一方で、地域住民から見た市立小・中学校は、地域の未来の担い手である子ども達を育む場であるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、地域行事の場等でもあり、まちづくりの在り方と密接不可分な性格を有しています。

こうしたまちづくり活動との関わりを考慮する必要があることや、保護者、地域住民、学校が連携・協力して児童生徒の学び・活動の充実に取り組んでいることを踏まえ、学校規模の適正化について検討する際は、保護者、地域住民と共通理解を図りつつ、学校の状況や地域との関わりを考慮し、適切な方法で進めていくことが大切であるとと考えています。

※ 文部科学省作成の手引でも、同様の考え方が示されています。

#### (2) 学校規模適正化の検討対象

- ア 複式学級が存在する過小規模校
- イ 複式学級の改善・解消のための教職員加算の対象となっている小規模校
- ウ 複式学級が生じる可能性がある小規模校・過小規模校
- エ 学校運営協議会から、学校規模適正化の検討・実施に係る意見があった小規模校・過小規模校

※1 上記イは、「学級編制基準」では複式学級に該当するが、「定数配当基準」に基づく複式改善加算又は複式解消加算によって単式学級となっている学校のことです。

※2 上記ウの「過小規模校」は、複式学級は存在しないが、いずれかの学年が児童生徒数ゼロという学校のことです。

#### 【理由】

「3 廿日市市立小・中学校の現状」「4 学校規模の違いによるメリット・デメリット」で示した事項は、子ども達が望ましい教育環境の中で学習活動を進めていく上で、最大限考慮すべきことであると考えています。

一方で、「6 学校規模の適正化に取り組む上で考慮すべき視点」で掲げた事項や、中山間地域における人口減少、予想を超える速さで進む少子化等の社会現象に加え、宅地開発や道路整備等の状況による人口増減に伴って将来像を正確に描きにくいこと等も十分に考慮する必要があるとも考えています。

このような様々な要素を考慮した結果、

- ・ 現状の学校規模が標準に達しているか否かだけで学校規模の適正化に取り組むことは好ましくない。
- ・ 「学級編制基準」において、複式学級の対象となる児童生徒数では、学習活動の実態から一人一人の資質・能力を伸ばすことが難しく、教育上の課題が非常に大きいため、学校規模の適正化について検討する必要がある。

との考えに至りました。また、学校規模の適正化は時間を要するため、複式学級が生

じる可能性がある場合も、できるだけ早い段階から検討を始めるべきと考えています。

### (3) 学校規模適正化の方法

ア 小規模特認校として指定し、特色ある教育を実施します。

イ 上記アでは複式学級の解消が見込めないとき、又は学校運営協議会、保護者、地域住民等から上記ア以外の方法の導入について意見があったときは、次のいずれかの方法を検討します。

(ア) 近隣の学校との統廃合

(イ) 通学区域の変更

(ウ) 小中一貫教育推進校又は義務教育学校として設置

※1 小規模特認校とは、「学校選択制」の一形態である「特認校制」を導入した小規模校をいいます。特認校制を導入した学校は、通学区域に関係無く、市内のどこからでも入学が可能となります。

※2 義務教育学校とは、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校です。小中一貫教育推進校との違いは、9年間を通したカリキュラム編制のため自由度が高いことと、一つの組織で運営することが挙げられます。

### (4) 学校規模適正化の検討体制

検討対象となった場合は、対象校の学校運営協議会において、学校規模の適正化に向けた検討を行うことを基本とします。ただし、児童生徒数の状況や地域事情等によっては、別に組織を立ち上げて検討することとします。

なお、最終的な判断については、上記の体制により検討した結果を尊重しつつ、教育委員会が行います。

### (5) 学校規模適正化に当たっての留意点

ア 小学校について、前述「(3) 学校規模適正化の方法」のイによって学校規模の適正化を図ろうとする場合は、中学校区単位で検討することを基本とします。ただし、中学校区内に小学校が1校しか無いときは、校区を越えて検討することとします。

イ 通学路の見直しが必要な場合は、登下校時における児童生徒の安全確保の観点から、交通量、人通り等を考慮した上で新たなルートを指定します。

ウ 小規模特認校に位置付ける場合は、特色ある教育の実施、市全域からの入学促進の観点から、児童生徒・保護者、地域住民、学校の連携・協力のもと、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の活性化の促進と、効果的な学校の魅力発信に取り組めます。

エ 統廃合を実施する場合は、児童生徒や保護者等の不安が最小限となるよう、統合に向けた準備、統合前の児童生徒の交流等について十分に配慮するとともに、学習面・精神面に配慮した体制づくりに努めます。また、統合される学校の児童生徒及び保護者の負担を軽減するため、学校指定用品の継続利用や、遠距離通学者への支援等を検討します。

オ 統廃合の実施に伴う学校跡地の活用策については、地域住民と協議することとし、

必要性やコスト面（イニシャル・ランニング）、維持管理方法等を総合的に勘案して決定します。

カ 学校規模の適正化に向けた方法を導入した後も、適時、保護者、地域住民、学校との協議の場を設けて導入効果を検証していきます。

## **8 児童生徒数の増加に伴う教育環境の改善**

大規模校や標準規模校等において、児童生徒数が増加し、教育環境の改善が必要となった場合は、仮設校舎の建設又は校舎の増築により対応することを基本とします。なお、これらの方法で対応できないときは、保護者や地域住民等と一緒に、通学区域の変更について検討します。

**【取組フロー図】**

- ・ 各学校の状況把握は、毎年5月1日時点の児童生徒数と学級数をもとに行います。
- ・ 児童生徒数の今後の推計、校舎等の状況（教室の活用状況、劣化度）、地域の状況等を確認します。
- ・ 学校規模の適正化について検討が必要と判断した場合は、保護者・地域住民・学校（以下「保護者等」といいます。）と協議しながら取組を進めていきます。

